職　　名
氏　　名
生年月日

（裏面）

漁港漁場整備法（抄）

第19条の2　地方公共団体又は国は、第17条第1項又は前条第1項の規定により特定漁港漁場整備事業を施行しようとする場合において、特定漁港漁場整備事業計画を定めるために必要があるときは、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地又は水面に立ち入り、測量又は検査をすることができる。

2　前項の規定による立入りをする者は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

3　（略）

4　前3項の規定は、第17条第10項又は前条第4項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更をしようとする場合について準用する。

第19条の3　（略）

2　（略）

3　第1項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の作成については、第17条第2項から第5項まで及び前条第1項から第3項までの規定を準用する。（後段略）

4・5　（略）

6　前項の規定による特定漁港漁場整備事業計画の変更（軽微な変更を除く。）については、第17条第3項から第5項まで及び前条第4項の規定を準用する。（ただし書略）

7～10　（略）

（ハ）　法第24条第2項の規定による証票の場合

（表面）

第　　号
令和　　年　　月　　日交付

漁港漁場整備法第24条第2項の規定による証票

写　真

職　　名
氏　　名
生年月日